

## 令和 3 年度文化庁日本語教育総合調査 「生活 Can do」の作成及び検証について

### 1. 趣旨

「生活者としての外国人」のための日本語教育の標準的なカリキュラム案について」の改定に当たって「日本語教育の参照枠」に基づき、生活 Can do を作成する。その際、令和元年度日本語教育小委員会で示した「標準的なカリキュラム案 Can do(試案)や令和 2 年度日本語教育総合調査において作成した生活 Can do(試案)及び令和 2 年度調査研究等の結果を踏まえ「生活 Can do」を作成する。

なお、令和 2 年度に作成した「生活 Can do(試案)」及び令和 3 年度に新たに作成した Can do を検証した上で、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活 Can do」の一部とする。

### 2. 実施期間

令和 3 年 10 月～令和 4 年 3 月

### 3. 調査内容等

#### (1) 有識者会議における検討

#### (2) 先行事例の洗い出し

○先行研究や調査資料の収集・分析を行う。

#### (3) 書面ヒアリング

○日本語教育実施団体への書面ヒアリングを実施(10件程度)

○「V 子育て・教育を行う」「VI 働く」に関する「生活上の行為の事例」について追加すべき項目、修正が必要な項目、不要と思われる項目等を収集

○令和 2 年度日本語教育総合調査で行った日本語教育実施団体へのヒアリングの中で、「VII 人とかかわる」の項目の充実の必要性を指摘されたことから、「VII 人とかかわる」に関しても追加すべき項目等を収集

#### (4) 令和 3 年度分 Can do 作成

○「標準的なカリキュラム案」の「生活上の行為の事例の整理(P121～154)」(約 1,300 項目)のうち、「V 子育て・教育を行う」「VI 働く」に関する項目(約 500 項目)に基づく Can do 等を作成するとともに、収録する Can do を絞り込む。

○書面ヒアリングで得られた追加すべき項目について Can do を作成する。

○作成した「生活 Can do」について、Can do 作成に関する知見を有するアドバイザーに指導・助言を受けるとともに、令和 2 年度に作成された Can do との整合性の観点を含めて精査を依頼し、精度を高める。

○Can do 作成の具体的な手順は以下の通り。

①作業に当たる「生活者としての外国人」に対する日本語教育経験を有する日本語教師に対するトレーニングの実施

②Can do 作成

③学習項目の要素（場面、やり取りの例等）作成

④アドバイザーによる精査

（レベル付け及び言語活動のカテゴリーの妥当性、記述の分かりやすさ等）

#### （5）令和 2 年度・令和 3 年度に開発した Can do の質的検証

令和 2 年度に開発した Can do（B1 レベル 150 項目、その他のレベル 200 項目）、令和 3 年度に開発した Can do（約 300 項目）の合計約 650 項目について検証にかけ、取捨選択を行う。